

郡山市立桜小学校いじめ防止基本方針

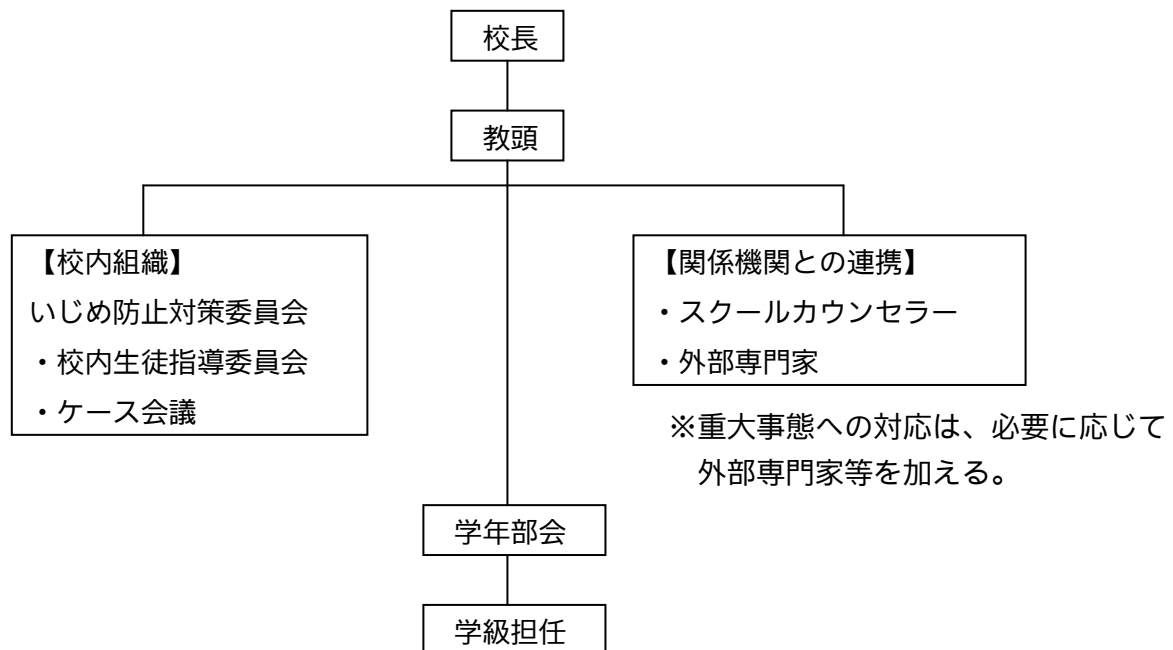
いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. いじめ防止の目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) いじめ防止等対策委員会を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるようにする。

2. いじめ防止等の対策のための組織



※重大事態：いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

（※）年間 30 日を目安（又は一定の期間連続して欠席）

3. いじめに対する対応・措置の基本方針

- (1) いじめに関する児童からの相談や通報を受けた時および在籍児童がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。また、その結果を郡山市教育委員会に報告する。
- (2) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) 必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにする。
- (4) いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を講じる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容及ぶ場合は、児童の生命・身体または財産を守るため、適切な援助を求めることに躊躇せず、郡山警察署と連携して対処する。
- (6) ネットいじめへの対応については、必要に応じ、警察署や法務局等とも連携して行う。

4. 内 容

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、本校在籍の全児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 「いじめ」の共通理解については、教職員の共通理解・認識のもとで全児童に対して適宜指導と支援を実施する。特に、「いじめに向かわない態度・能力の育成」「望ましい集団づくり（学級づくり）」「自己有用感・自己肯定感が育まれる環境づくり」「児童自らいじめを学ぶ取組みの推進」等を十分に理解しながら、いじめ防止の取組みに努める。

＜具体例＞ 教職員：校内研修の開催、職員会議による周知と理解、校外研修の実施
児童：全校集会・学級活動での説諭及び講話・話し合い

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう心がける。

- 児童の様相や態度等の変化を日頃からアンテナを高くしながら、教職員による情報交換及び共有することに努め、注意深く児童間の対応を十分に考慮する。また、早期発見の具体策としては、定期的なアンケート調査や教育相談、チェックシートの活用、保健室・相談室の利用、生活ノートや日記等による実態の把握、個人面談や家庭訪問による機会や場を十分に確保して対応すること。

(3) いじめに対する早期対応

教職員…いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

校長……速やかにいじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を教育委員会に報告する。

いじめの発見に至った場合には、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

①情報を集める。

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ防止対策委員会」に情報を集める。

②指導・支援体制を組む。

- ・「いじめ防止対策委員会」で教職員の役割分担を考え、即時対応できる指導・支援体制を組む。

③児童への指導・支援を行う。

- いじめられた児童へ対して
 - ・この児童にとって信頼できる人（親しい友達や教師、家族等）と連携を図り、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童へ対して
 - ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自分の行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育てる。
- いじめを見ていた児童へ対して
 - ・自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

④保護者と連携する。

- ・いじめを認知したら、即日、被害・加害児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

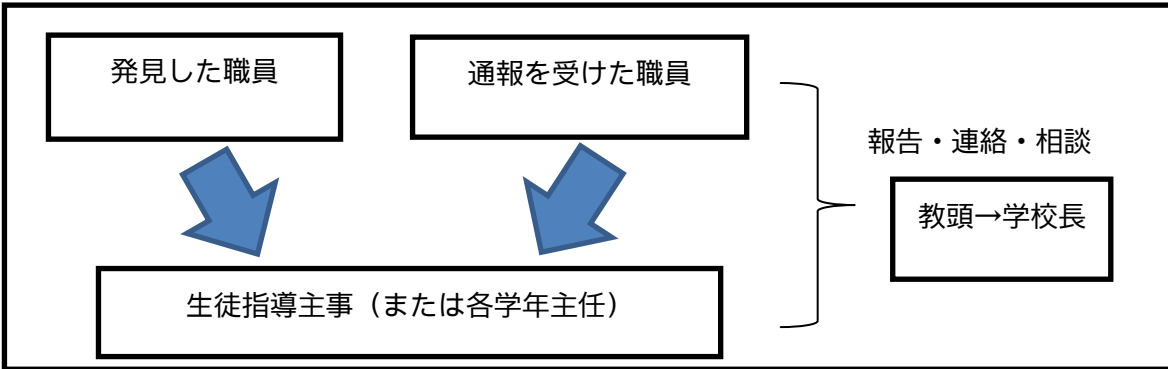
ネット上のいじめへの対応

不適切な書き込みを発見した場合は、市教委へ報告の後、次のような手順でプロバイダへの削除要請を迅速に行う。

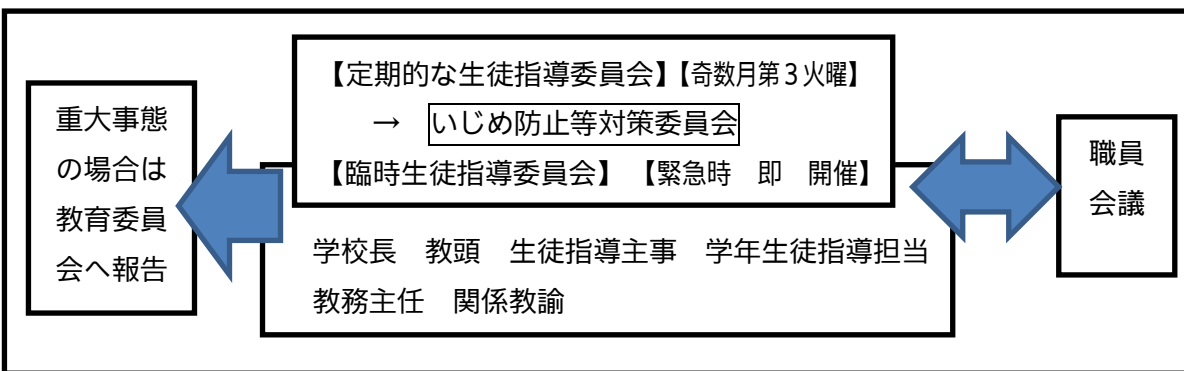
- ① 書き込みのあった掲示板のURLを記録し、書き込みを印刷して保管する。印刷ができない場合は、デジカメ等で写真に記録する。
- ② 掲示板の管理者に削除依頼をメール送信する。
- ③ 管理者が不明な場合や削除に応じない場合は、プロバイダへ削除を依頼する。
- ④ 削除されない場合「命」にかかわっては郡山警察署、「人権」にかかわっては、郡山地方法務局に速やかに連絡する。

(4) 緊急時の組織的な対応について

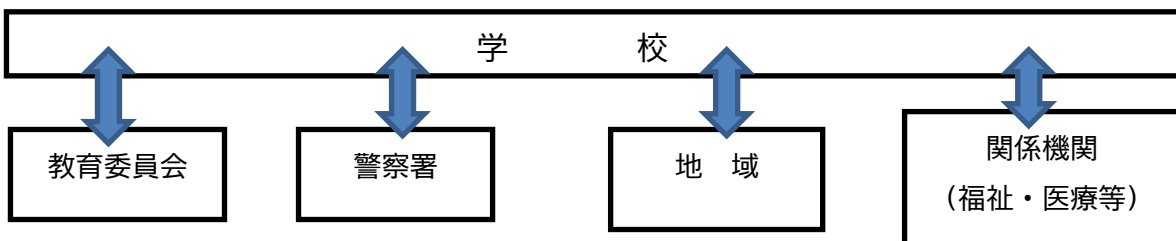
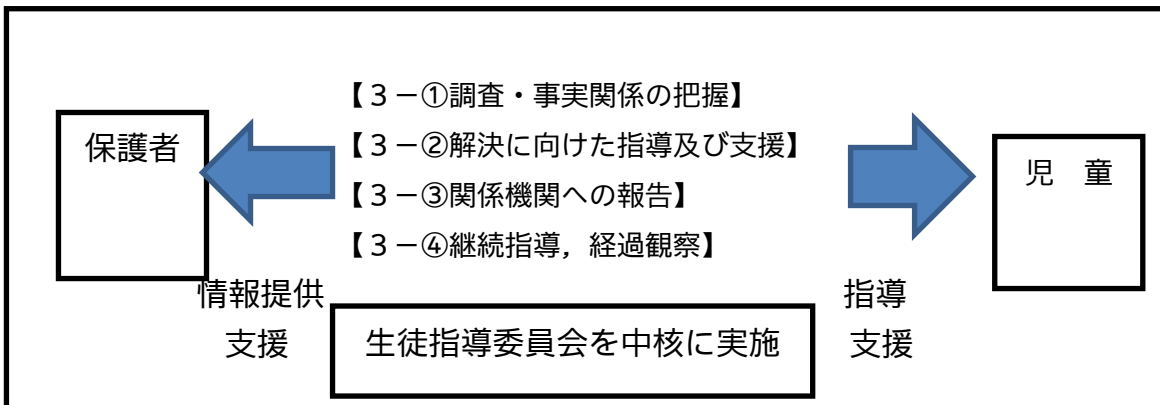
ステップ1 【いじめの発見、または通報を受けたときの対応】



ステップ2 【情報の共有】教育委員会 ← 桜小学校 (職員会議, 生徒指導委員会)



- ステップ3
- 【3-①調査・事実関係の把握】
 - 【3-②解決に向けた指導及び支援】
 - 【3-③関係機関への報告】
 - 【3-④継続指導、経過観察】



(5) その他

①校内研修の実施

- ・いじめの対応に係る教職員の資質向上を図るため、校内生徒指導委員会を利用し、委員会主催による校内研修会を実施する。

②関連研修会内容の伝達講習及び共有化

- ・いじめに関する外部研修会内容は、速やかに伝達講習を行い、共有化を図る。

5. 年間計画

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導全体会（月1回）の開催「職員会議」 ○生徒指導全体会（第1回事例研究会） ・校内生活指導の確認と徹底 ・校外生活指導の確認と徹底	○ 相談室やSCについて、児童・保護者への周知 通年 ○ 情報モラル指導 ※各学年の計画による ○ 集会等におけるいじめ防止に関する指導 (校長・生徒指導主事・学年担当者)
5	○校内生徒指導部会の開催（奇数月第3火曜日） ○家庭訪問の実施 ・保護者との面談による情報収集 ○当該諸問題における担当者会議 ・支援必要児童の共通理解と支援体制の確認	○ 道徳教育、体験活動の充実、わかる授業の充実 ※ 道徳については、学年の計画による ①5月2日（月）：1回目 「児童理解のためのアンケート」（心の中を見つめよう）の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識された場合
6		・いじめ防止対策委員会の開催 ・ケース会議の開催
7	○校外子ども会（校外生活指導の徹底）	
8	・夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	「いじめ観察（チェックシートの活用）・聞き取り調査」各担任（通年）
9	○夏季休業中の過ごし方の反省・問題の把握	・児童及び学級集団の把握と対策
10	○教育相談の実施（～11月） ・全児童を対象に各検査及び資料をもとにしながら全保護者との2者面談を実施する。	②9月1日（木）：2回目 「児童理解のためのアンケート」（心の中を見つめよう）の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識された場合
11		・いじめ防止対策委員会の開催 ・ケース会議の開催
12	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底	
1	○冬季休業中の過ごし方の反省・問題の把握	③1月12日（木）：3回目
2	○基本方針・年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	「児童理解のためのアンケート」（心の中を見つめよう）の実施 ・SCとの連携、養護教諭との連携
3	○校外子ども会（校外生活指導の徹底） ・学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○生徒指導全体会（第2回事例研究会）	※調査後に「いじめ」が認識された場合 ・いじめ防止対策委員会の開催 ・ケース会議の開催

6 その他

- 校内特別支援教育委員会・就学指導委員会・学年部会では、「いじめ」に係る内容が協議になる場合については、いじめ防止対策委員会への情報提供と協議を提案することがある。
- 教育相談については、適宜実施しながら「いじめ」に関する情報の機会としてとらえ、いじめ防止対策委員会への情報提供とする。